

平成 18 年 9 月

# 太宰府市議会総務文教常任委員会会議録

平成 18 年 9 月 8 日(金)開会

福岡県太宰府市議会

# 1 議 事 日 程

〔平成18年太宰府市議会 総務文教常任委員会〕

平成18年9月8日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第87号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
日程第2 議案第88号 太宰府市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例等の一部を改正する条例について  
日程第3 議案第93号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について  
日程第4 意見書第5号 地方自治確立に関する決議について早期実現を求める意見書

## 2 出席委員は次のとおりである（7名）

委員長	武藤哲志	議員	副委員長	小柳道枝	議員
委員	片井智鶴枝	議員	委員	後藤邦晴	議員
"	橋本健	議員	"	門田直樹	議員
"	渡邊美穂	議員			

## 3 欠席委員は次のとおりである

なし

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

総務部長	平島鉄信	総務部政策統括 担当部長	石橋正直
教育部長	松永栄人	監査委員事務局長	木村洋
議会事務局長	白石純一	地域振興部長	松田幸夫
地域コミュニティ推 進担当部長	三笠哲生	総務課長	松島健二
消防・防災 担当課長	武藤三郎	秘書広報課長	和田有司
政策推進課長	宮原仁	財政課長	井上義昭
税務課長	古野洋敏	納税課長	児島春海
特別収納課長	鬼木敏光	会計課長	志牟田健次
地域振興課長	大薮勝一	教務課長	井上和雄
学校教育課長	花田正信	社会教育課長	松田満男
文化財課長	齊藤廣之	中央公民館長 兼市民図書館長	吉鹿豊重
議事課長	田中利雄		

## 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書記 花田敏浩

開会 午前10時10分

~~~~~

委員長（武藤哲志委員） 皆さん、おはようございます。

まず、委員会の開会に先立ち、委員の皆さんへ、本日2名の傍聴許可をいたしておりますのでご報告申し上げます。

次に、傍聴される皆様には、委員会中はお手元の「傍聴の際の注意事項」をお守りください。

また、議案内容によっては、討論、採決時に一時退席願うことがありますのでご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから総務文教常任委員会を開会します。

今回、当委員会に付託されております案件は、条例の改正2件、補正予算1件、意見書1件です。

審査の順序は、お手元に配布しております日程の順とします。

それでは、議案の審査に入りたいと思います。

~~~~~

日程第1 議案第87号 「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」  
委員長（武藤哲志委員） 日程第1、議案第87号 「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。新旧対象表の1ページ、議案書18ページについて説明を求めます。

税務課長。

税務課長（古野洋敏） 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。まず最初にこの件につきましては、3月議会で介護納付金の均等割額を8,500円から15,000円に改正した部分の延長でございます。実際は3月議会でこれも並行して議案提出しなければならなかったところですが、事務の不手際で今回の9月議会での提案となりましたことをお詫び申し上げます。

それでは新旧対照表に基づいてご説明申し上げます。第12条、国民健康保険税の減額ですけど、一番下、1人について、5,950円これが7割減免と申しまして、前回は8,500円に7割減額したものが5,950円という形になっております。それが改正案では今回15,000円に変更していますので15,000円の7割減額という形で10,500円ということです。次にカッコ2につきましてはこれは5割減免のところでありまして、これまで4,250円であったものが15,000円に変更になりましたのでその5割ということで7,500円に変更になるものであります。またカッコ3につきましては、これは2割減額という形の中でこれまで1,700円であったものが15,000円の2割減額で3,000円という形に改正するものでございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） ただいま、税務課長から7割減免、5割減免、2割減免についての説明を受けました。委員から質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑はないようですから、再度補足説明を私の方で本会議の報告がありますので。

それでは、7割、5割、2割減免の対象者、それから申請方法。まず、介護保険の7割、5割、2割減免の対象者に対する金額、こういうものについての通知内容について説明いただきたいと思います。

税務課長。

税務課長（古野洋敏） 国民健康保険税の対象者は8月末現在、2万2,307人、1万2,131世帯です。これを100%と考えますとまず7割減免、4,953人、約22.2%。5割減免、1,136人、約5.1%。2割減免、8.3%、1,842人です。約35%の方が国民健康保険税の減額の対象になっているということでございます。

申請につきましては7割減免、5割減免につきましては、税務課の方で判断をいたしまして、地方税法の中にごございますので、第703条の5ですか、それに基づきまして7割減免、5割減免につきましては最終的な確定申告の所得状況を勘案いたしまして減免しております。2割減免につきましては条例で市長へ減免の申請をなさいという形で国民健康保険税条例の中にごございますので、2割減免の方につきましては申請書をもっているところでございます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員長） もう一度税務課長に詳しく説明いただいておりますが、まず7割、5割については税務署だとか、市民税の申告書に基づいて、確定したものについて減免をして通知をすると、そうすると現在のところ、もう通知済みなんですけど、7割、5割については本来通知済みですが、これが確定した段階で新たに修正をして減額をしているのか、その辺、先ほどの説明では時期的に早くという問題がありましたが、国民健康保険と介護保険ですね、40歳以上の方については介護保険料だとか、65歳以上の方の介護保険料だとかいろいろありますが、この部分について、7割、5割についての修正は先を見込んでやっていたのか、今からするのか、それから2割減免はあくまでも1,842名の方々について、申請という方式を知らない場合はどう通知をしているのか、その辺を再度説明いただいて委員で審議をしたいと思いません。

税務課長。

税務課長（古野洋敏） 一点目の減額につきましては、事務処理はすべて改正後の部分で完了しております。修正することはございません。二点目の2割減免につきましては該当が予想される世帯、基本的に世帯主になりますけど、世帯主には減免申請書を送付いたしております。概略はそういう形でやっておりますので、該当される方は事前に把握されてあると思います。ほとんどそういう形の中で問い合わせがあって、郵送してくる方、持参する方ありますけど、該当される部分についてはすべて申請書を送付しているところでございます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員長） 今、税務課長から介護保険料の所得によって7割、5割、2割減免がありました。あと委員の方から、所得階層区分だとか、瑕疵の関係がありましたら質疑許可します。

小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 2割減免の件なんですけど、もう世帯に送付済みということですが、こちらは送付されたご本人さんたちは手続きは全部終了しておりますか。

委員長（武藤哲志委員） 税務課長。

税務課長（古野洋敏） 大体終了しております。

委員長（武藤哲志委員） 門田委員。

委員（門田直樹委員） 2割減免ですけど、有資格といいますか、そういう方は把握してあって、送付されてあるわけですよ、申告して、その要件がいろいろあると思いますけど、却下されるということもあるから申告をされてるんですよ。その辺が、もしそれが全部通るんだったら。法で申告が必要ということかも知れんけど、最初から減免の対象とすれば済むことじゃないかと思うので、その辺もう少し説明ください。

委員長（武藤哲志委員） 税務課長。

税務課長（古野洋敏） 2割減免については市の条例に基づいて申請主義になっておりますので、申請主義をとっているところでございます。それで、2割減免についてはやはり状況的にいろいろ、去年は働いていて、今年から働かなくなったとか、学生は別として、フリーターが多いという状況もありますのでその辺を再確認するために減免申請をもらって、減免する適応内容に適合しているかという形の判断をしているところでございます。これ、7割、5割、2割でいろいろと内容的に減免の金額とかが違います。世帯主1人の場合、家族が何人とかですね、そういう状況によっても違います。それで2割については状況的にある程度、フリーターが働くようになったとかいろいろな状況がありますのでそれを確認する意味合いで昨年と同様にそういう生活の内容、収入、再度間違いがないかを確認している状況でございます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 他には。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 以前の保険税と現在の保険税、介護保険法に変わった時に減免対象者の数の増減というのはどういうふうに変わりましたか。

委員長（武藤哲志委員） 税務課長。

税務課長（古野洋敏） 減免対象は過去5年間から調べてはいないんですけど、大体横ばい状態というのが現状です。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 他に委員からは。

( [ なし ] と呼ぶ者あり )

それでは、再度もう少し、先ほど説明いただきましたが、国民健康保険の加入者の2万2,307名、そして7割減免については4,953名、5割減免は1,136名、2割減免は1,842名ですが、簡単に7割、5割、2割減免対象者の市民税の決定の関係で所得の額は報告いただけますか。

税務課長。

税務課長(古野洋敏) 難しいんですが、概略で申しあげます。基本的には7割減額につきましては、家族が何人であろうと、所得が33万円です。これは統一しています。人数が増えようが増えまいが。家族構成が何人であろうが、33万円という形は7割減額は統一されています。次に5割減額、ちょっと難しくなってくるんですけど、基本的には33万円が基本になりますので、それプラスこれ法的にあるんですけど、24万5千円。33万円プラス24万5千円かける人数になりますので、普通世帯でいきますと、だいたい2人世帯で5割減額は57万5千円。8人世帯であれば204万5千円という形に一覧表がございます。また5割減額も普通世帯と擬主世帯と言いまして、難しくなりますけど、自分は社会保険入っていると、子ども、おばあちゃんは国民健康保険に入っていると、そういう部分につきましては、擬主世帯と申しまして、これも若干人数で違うんですけど、57万5千円が1人世帯で、あと8人の場合は229万円という形でランクがございます。それと、最後の2割減額につきましてはこれも基本的に33万円プラス今度は35万円になりまして、これかける世帯人員これが大体68万円から8人世帯で31万3千円という形の状況です。これはあくまで所得ですので、収入から諸経費を引いた所得で、扶養控除とかいうそういう控除抜きの分ですから、ここでいう所得というのはですね、あくまでも収入があって、諸経費を引いた部分が所得になりますので、それが今33万円とか一番大きい部分で313万円とか申しましたけど、それは世帯の内容、人員等で金額が異なってくるというところでございます。

以上です。

委員長(武藤哲志委員) 税務課長、大変分かりやすく説明いただいておりますが、とりあえず、2割減免については市民税がかろうじてかかっている世帯のみが該当で、5割、7割減額は市民税の対象になっていないと。均等割だけという形で判断していいでしょうか。

税務課長。

税務課長(古野洋敏) はいそうです。そのとおりでございます。

委員長(武藤哲志委員) ただいま、税務課長から今回太宰府市国民健康保険税条例の介護保険税の減額、これについて所得区分を分かりやすく説明いただきました。

委員から他に質疑ありませんか。

( 「 なし 」 と呼ぶ者あり )

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終ります。

採決を行います。

議案第87号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手です。

したがって、議案第87号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時16分

~~~~~

日程第2 議案第88号 「太宰府市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例等の一部を改正する条例について」

委員長(武藤哲志委員) 日程第2、議案第88号「太宰府市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

それでは、同じく条例改正新旧対照表の2ページ、議案書20ページをお開きいただきたいと思ひます。

総務課消防・防災担当課長から説明を受けたいと思ひます。

消防・防災担当課長。

消防・防災担当課長(武藤三郎) 太宰府市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例等の一部を改正する条例につきましてご説明を申しあげます。今回の改正の内容につきましては消防組織法の一部を改正する法律が平成18年6月14日に公布されました。その関係から同日から施行されたことに伴い、条文の整備を行うものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

委員長(武藤哲志委員) ただ今、総務課消防・防災担当課長から説明を受けました。

委員の方から質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

先ほど、消防・防災担当課長から第18条の第1項の規定に基づきという改正条項、それから主旨についての条文の整理の関係で、第15条がなくなって、第19条という状況です。関連しますが、広域化が法律改正されてますが、これには今後どういう形で対応するんですかね。消防法の法律改正について先ほど担当課長から説明がございましたが、消防の広域化というか、この法律改正がなされているようですが、そういう部分については今後また条例の改正の必要が出てくるのかどうか。

消防・防災担当課長。

消防・防災担当課長(武藤三郎) その件、消防の広域化につきましては総務省の方からも通達

ございまして、一応今後そういった広域的な消防組織法の改正に準備といたしますか、そういうふうな考え方にしていきなさいという通達はっております。

委員長（武藤哲志委員） そうすると、現在筑紫野市と太宰府市で消防団員は広域化になっても独自の自治体で育成をしていくとか、団員募集をしていくとかこういうふうに考えてよろしいでしょうか。

消防・防災担当課長。

消防・防災担当課長（武藤三郎） 基本的にはそのとおりでございます。

委員長（武藤哲志委員） 今、消防・防災担当課長から太宰府市の非常勤消防団員に係る内容について説明を受けました。

再度委員から質疑ありませんか。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） すいません、条例改正には直接関係ないんですけど、今、太宰府市の消防団員は主に市役所の職員の方が多いと思うんですけど、消防団員の確保に関して、市役所の職員の中でも例えばなり手が少ないとか、あと補充する時はどういう方法で採用というか補充はなさっているのでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 関連しますので、消防・防災担当課長、先日もケーブルテレビで看護学校跡地であった訓練が報告されてましたが、現在の消防団員、女性消防団員とおれられますが、現在の定数と欠員が出てくるかどうかも含めて関連しますので報告ください。

消防・防災担当課長。

消防・防災担当課長（武藤三郎） 定数条例からいいますと、消防団員は250名となっております。現在は7月現在246名で4人ほど欠員が出ております。消防団員につきましては毎年団員の確保というのが厳しくなってくる状況でございます。こういう消防団員になるには、ある程度の整備ですかね、手当とか、退職報奨金とか、そういったものを見直していった消防団員が活動しやすいようなそういう環境に今後は整備をしていかないかんのではないかと考えております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 他に、消防議員もおられますが、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、質疑を終ります。

これから討論を行います。

議案第88号に対するの討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで討論を終ります。

採決を行います。

議案第88号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

( 全員挙手 )

全員挙手です。

したがって、議案第88号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成 6 名、反対 0 名 午前10時22分

~~~~~

日程第3 議案第93号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」委員長(武藤哲志委員) 日程第3、議案第93号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」当委員会所管分を議題とします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

それでは補正予算書の歳出16、17ページをお開きください。

2款1項7目、これについて財政課長から補足説明を受けたいと思います。

財政課長。

財政課長(井上義昭) 2款1項7目、財産管理費でございます。まず普通財産管理関係費、25節積立金4,728万円でございますが、これは現在いきいき情報センターの1階にマミーズというところが営業しておりますが、本年3月までにパインバリュー、いわゆる三井松島産業の方に貸しておりました。これが3月末で契約が切れましたのでその際に預かっておりました敷金4,728万円を全額帰属いたしましたものでございまして、それを財源に公共施設整備基金積立金に積み立てるものでございます。次に庁舎維持管理費の庁舎設備管理委託料でございますが、これにつきましては入札減でございます。

以上でございます。

委員長(武藤哲志委員) 現在、三井松島からマミーズに替わった敷金を基金として積み立てるとそれから入札減という説明がありました。

委員から質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは進みます。

2款2項1目2目について、地域振興課長から説明を受けます。

地域振興課長。

地域振興課長(大藪勝一) 企画総務費の情報通信基盤整備関係費、工事請負費の地域イントラネット整備工事費の200万円でございますが、地域イントラネットで整備いたしました光ファイバーケーブルを添架しております電柱及び地下管路の移設工事に伴う費用でございます。具体的には西鉄太宰府駅前のN T Tの電柱が建て替え時期となりまして電柱の移設が必要ということでの申し出があったことから電柱及び地下管路に添架しております光ファイバーケーブル

の張替えに伴う工事費用を計上いたしております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） これは下のボランティア関係費、地域コミュニティ関係費も含めて説明を受けたいと思います。

地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） 地域コミュニティ推進費、ボランティア関係費の役務費5万5千円の組み替えの部分でございます。今年4月に開設いたしました太宰府市NPOボランティア支援センターのホームページの公開に伴うインターネット環境の整備のための費用でございます。支援センターにつきましては本年度からNPO法人太宰府ボランティアネットワークに運營業務を委託しておりますが、年内にホームページの公開を予定しております、今回インターネットの環境整備のための費用を計上しているものです。それに伴いまして地域コミュニティ関係費からの財源組み替えで対応するものです。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 今、西鉄太宰府駅前のNTTの電柱の移設とそれによる光ファイバーの関係で200万円、そして地域コミュニティ関係の減額の5万5千円をNPOのインターネットとして組み替えるという説明が地域振興課長からありました。

まず委員から質疑はありませんか。

門田委員。

委員（門田直樹委員） イントラ整備の件ですけど、今の説明によると電柱が古くなって云々ということは先方の都合というか、NTTの都合でそうせないかんかったということで、なんでこっちが費用を出さないかんのかというのがよくと分らんのですけど、もう少し説明をお願いします。

委員長（武藤哲志委員） 地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） 光ファイバーケーブルを添架するときにNTTとの電柱添架に関する基本契約書というのを執り交わしております。その中にNTTの業務上の都合により整備の変更、設備の変更または撤去を求めた時は速やかに整備の変更、または撤去をしなければならないということで添架した方の費用でやりなさいというふうな契約になっていることから今回予算計上させていただいているものです。

委員長（武藤哲志委員） まず、以前から各地域イントラネット整備事業として、文化ふれあい館からいきいき情報センター、太宰府展示館。市内全体的にやった部分についてNTTの電柱を利用させていただいた。その関係で電柱が移設される場合にはその光ケーブルというのは1本の電線と違って特殊な1つの線で100回線くらい送れるというか100以上、そういう特殊な工事の関係でこんな工事の金額が必要になってくるとそういうふうには受け止めていいですか。

地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） 今回の場所的な部分で地下管路、要するに天満宮の参道の部分、電

柱の地中化という部分で地下管路に通しております。今回の電柱移転の関係でちょうど福岡銀行の前の部分から交差点をはさみましてローソンがございます。その管の光ケーブルに影響が出るということでそういった地下管路関係、それから大きなトランスが入ってるものですか  
らこういった金額になったものです。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 今、説明がありました。

門田委員。

委員（門田直樹委員） もう少し聞きたいんですけど、この光ファイバーはN T Tの光ファイバー  
ですよ。多分。

（委員長「N T Tじゃなくて、太宰府市の光ファイバー」と呼ぶ）

太宰府市の光ファイバーですけど、太宰府市の光ファイバーですけれども、ちょっとよくその  
辺分からないんですけど、じゃあファイバーそのものが太宰府市のものということですか  
ね。で、電柱を借りているのか、それともいわゆる情報のためのイントラということで、だか  
ら何を供給されてるのかというところがいまいちなんですよ。インターネットができるため  
の何というか、条件を買っているのか、物自体を買って、だから電柱を動かすときにそういう  
契約をせないかんかったのかというところがちょっと分からんのもう少し説明してくださ  
い。

委員長（武藤哲志委員） 今、以前でも議会で承認をいただいた経過があるようですけど、門田  
委員のほうから、なぜN T Tの電柱を動かすのに市が負担しなければいけないのかと。いうこ  
とです。先ほども議会の承認事項もありますけど契約関係ということで再度地域振興課長の  
ほうから説明いただきましょう。

地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） 地域イントラネットで光ファイバーケーブルを市内40施設くらいに  
繋いでいるんですけど、本来であれば光ファイバー敷設関係で所有は市です。光ファイバーを  
敷設するために本来であれば市のほうで電柱なり建てて添架する必要があるということになり  
ます。たまたまN T Tそれから九州電力が所有する電柱がありますのでそちらの方に添架をさ  
せていただいたということでございます。そういった意味から電柱の移設の関係については添  
架させていただいている市の方で費用を負担するという契約になっているものでございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） すいません、もう少し聞きたいんですけど。移設費に係るすべて全額  
を市が負担するということでしょうか。総額はおいくらでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） 今回の部分で市の方が全額添架している方が全額負担するとい  
うこと  
でございます。それで市の方での予算を計上しているものです。

委員長（武藤哲志委員） 小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 今、全額負担とありましたが、まだ他にもこういう電柱の取替えとかが  
でてくる可能性はあるんでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） 他にも工事関係とかで電柱の移設の部分がございませう。そういった  
意味で何件か年間ですね、対象となる工事の部分がございませう。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 本日資料を持ってきておりませうが、決算段階でN T Tと九州電力こ  
ういう電柱使用料をいただいている訳ですね。だからその辺の関係がありますから当然N T  
Tとしても占用料として払っている。工事をするときには工事の負担をしていただくという、  
こういう太宰府市に九州電力とN T Tが占使用料を払ってもらっている以上は、逆に使わせて  
もらっておれば払わなければいけないとこういうふうに受け止めていいですか。

地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） はい、そうございませう。

委員長（武藤哲志委員） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、進みます。

2款3項2目について、消耗品としての追加が出ています。

特別収納課長、補足説明をお願いします。

特別収納課長（鬼木敏光） 2目賦課徴收費、11節需用費の消耗品費は滞納者の車を歩行不能に  
する車止め、タイヤロックを装填いたしまして納税の促進を考えております。そのためのタイ  
ヤロック3台分の補正のお願いでございませう。

よろしくお願いいたします。

委員長（武藤哲志委員） 再度補足を願いたいんですがこれはあくまでも軽自動車から、バ  
イクは50ccまでなのか、乗用車については県税ですから、だから太宰府市がタイヤロックする  
のは軽自動車と、あとは50ccのバイク、それから農機具まで入ると思うんですね。市の対象  
は。だからタイヤロックをして納税推進ということでタイヤロックを3台買うということはと  
りあえず、事務報告にも滞納額が出てるようなんですが、まずその辺を確認しておきたいと思  
います。

特別収納課長。

特別収納課長（鬼木敏光） 普通車も考えております。普通乗用車も考えております。市の方の  
軽自動車だけではございませう。滞納の金額について全部考えております。未納の金額につ  
いての交渉の段階として。

委員長（武藤哲志委員） 早く言えば、早く押さえた方が勝ちだという方式ですね。地方税法上  
国税が先か、地方税が先かじゃなくて先に徴収をした方が県税であれ、国税であれ、地方税で

あれ、というふうにはなっていないでしょ。その辺はどうなんですか。普通車まで押さえるとなってくると税金上の関係では普通車は県税ですよ、地方税は入ってきませんが、今特別収納課長が普通車も滞納になっておれば取れるということですが、その辺は税の改正上は差し押さえ権限の関係では優先されるんですかね。

特別収納課長。

特別収納課長（鬼木敏光） 軽自動車の滞納だけじゃなくて、普通の市民税とか固定資産税も滞納があった場合についてはそれを押さえて、税の交渉に持っていきたいと考えております。

委員長（武藤哲志委員） ただそこが越権行為になった時はどうします。相手に専門的な知識があって、車、普通車は県税じゃないと、地方税じゃないぞと、だから他の税金を払うために車を動かさないというような状況になった時に財産的な問題で法的には問題はないのかどうか、議会として消耗品の購入をいますぐいろいろありまして、これをしたからといって、法律の盲点があって、運送会社は運転手が出て行くと罰金だとか、点数減額になるから駐車違反をしておっても出て行かないと。そうすると車の所有者に対して罰金もなければ点数もなにもないというのが駐車法違反なんですよ。これとは別にタイヤロックを外してしまっても消耗品ですからなくなってしまえばどうしようもないという問題も出てきますが、そこいら、特別収納課としての施行規則的なもの、要綱的なものが検討されているのかどうか。ただ私ども予算上6万3千円と金額的には大きな金額ではありませんが、差し押さえするために他の税金を払っていただくためにという内容はよく分かりますが、その辺は施行の段階でよく検討されているのかどうか、だから軽自動車と50ccのバイクなら問題ありませんが、普通車の場合、内部的な法令審査会なんかかけてるのかどうか、この辺いかがですか。

特別収納課長。

特別収納課長（鬼木敏光） 法令審査会にはかけておりません。特別収納課の方で納税の促進ということで車が利用できなかつたら不便だからということで解釈をしております。

（総務部長「委員長」と呼ぶ）

委員長（武藤哲志委員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 税金については市の税金がいろいろあります。その税金を納めないという場合に例えば土地を差し押さえたり、家を差し押さえしたりします。動産の差し押さえについて今回、車を財産とみなして差し押さえをすると、昔、タンスとかちゃぶ台とかに赤紙貼って差し押さえましたよと、差し押さえたからには使ってはいけませんよ、支払うまではそのままの状態ですよというのがございましたけども。今生活必需品ということについては確保しなければなりませんけども、車については生活必需品というふうにはなりませんので、それを公売して、もしほかの色々な税金等がございましたら、優先順位がどうなのかということ进行调查して配当をするという形になりますけども、そういう形で財産の一部として市の税金に納入するんだということでそれを確保すると、そのためにロックをして使用をさせないと、売る事が目的ではございませんで、そうすることによって、税金の納税を促すと。それでも悪質でやら

ない場合は、本当に今、インターネットの公売ができますので、こういう形でやっていこうとそういうふうな気持ちで徴収率のアップを考えております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 今、特別収納課長、総務部長から税の徴収のために電話の債権の価値はなくなったということで、税の納税向上のために乗用車についても是非タイヤロック等して税の徴収を上げたいと。ただしそこでそれを処分するかどうかは今後の大きな課題ということですが。

委員から、このタイヤロック3台分について質疑はありませんか。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 悪質な滞納者に対してはいろんな手続きを経て差し押さえをしている自治体も実際あるんですけど、車を仕事で使う人が使おうとしたときに使えないというのは相当市民の側からも苦情が来ると思うんですよ。タイヤ止めをしたことによって、使えないということで。それをするなということではなくて、タイヤ止めをするまでに市の特別収納課がどういうことをされたかというのが問題になってくると思うんですよ。例えば何回催促に行ったとか、どういうことをしたらそういう手段へいくのかとか、その辺をきちんと決めないことには、払わんならタイヤロックをしてしまうぞというのはすごく威圧的で、おそらく市の特別収納課の方のご苦勞は分かるんですけど、市民にとってはそういうことをしたら市に対する悪意というか反発心しか出ないと思うんですよ。ですからこれはもう3台購入するということは、おそらくやろうとしてるから購入されると思うんですよ。その前にどういうことになったらタイヤロックを使うかというその基準というかそこら辺を決めていただかないことには市民の理解を得られないと思うんですけど。それはまだ全然ないということなんですか。とにかく悪質な人には抜き打ちでタイヤロックをするということなんでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 特別収納課長。

特別収納課長（鬼木敏光） 実際は20日以内に督促、そして来なかったら催告、それでも連絡がつかなかったら訪問をしております。ですけども私たちが行っても連絡がつかないんですね。音信不通なんですよ。財産さがしても何も無い。そういった場合についてはやはり行動を起こさんとですね、同じ話のテーブルに乗ってもらえない状況なんです。そういった方についてそういう措置をしたいなと考えております。だからまず最初に止めることが目的じゃなくて、話をして欲しいなというのが根本です。そしたら出てこられて話になります。例えばこの前の件なんですけど、ずっと長年に渡って督促、催告、そして自宅訪問しても音信不通だったんですけど、預金通帳を押さえることによって、今後の運営に困るということで窓口に来られまして納付契約書を入れてもらったという経過もあります。そういうふうなものです。だからすぐにするというような考えは持っておりません。だからまず最初にテーブルに法律に準じてそういうことをしてその段階を踏みたいと考えております。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） そうしたら例えばこえは税だけに特別収納課の事務費として出ているんですけども、税以外に例えば学校関係だとか保育料だとかいろんなのがありますよね、それに対して、ちょっと所管が違うから何とも言えないんですけど、そういった分との整合性というかそこら辺はどうお考えてますでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 特別収納課長。

特別収納課長（鬼木敏光） 国民健康保険、介護保険、保育料は考えております。

委員長（武藤哲志委員） 他には。

門田委員。

委員（門田直樹委員） 最近いろんなところで逃げ得というかな、払えないというのはセーフティネット等いろいろ行政も面倒見られないかんけれども、払えるのに払わないと、逃げ得というのが非常にあると思いますね。そういうことを認めてしまったら税そのものの公平性というのが崩れて、いわゆる正直者がばかを見るということは絶対に避けないかんと思いますね。そういうことで実際、特別収納業務というのは大変で、大変なご苦労があると思うんですけども、逆に言うと3台分で足りるんですかね、もっといるんじゃないかと思うんですけど。どうでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 特別収納課長。

特別収納課長（鬼木敏光） 実際はですね、本当は行使したくないんですけど、さっき言いましたように法律を遵守しまして話のテーブルに乗ってほしいということで試しに購入を考えております。

委員長（武藤哲志委員） ただね、先ほどもいうように市民税から固定資産税は押さえることできますが、国民健康保険税、保育料あらゆる料、税金について執行するという事になってきた場合、私も決算特別委員会あたりでも、いつも審査する中で滞納してる人はもう5年とか6年とかね、本当長いんですが、何回督促しても、その中でも車は生活用として乗ってるからこれに対して滞納処分としてやろうということだけど、消費税入れて3万1千円だけど、そういうのも外された場合はどう対応する訳。悪質な滞納者がテーブルについてくれなくてベンチか何かで外してしまえばね。逆に通告してレッカーで持ってきてどっかで保管して納税しないと引き渡さない。駐車違反と同じような方法。くずされる度に消耗品だから、議会としてはくずされましたと言えば消耗品だから認めざるを得ませんよね。消耗品というのは5万円ですから、5万円以下というのは消耗したものは一括して落とせるというのが商法の関係ですけど。だからその辺はさっきから言うようにこういう自動車を滞納処分としてロックをかけるという基準、壊された場合はどういう損害賠償を要求するかそういう執行基準的なもの、要項があるのかとさっきから私は聞きよる訳ですよ。ただ購入させてください。税の滞納のために手続き的なものはやるけど、そういう執行法の関係ではくずした時には損害賠償を相手に要求することができるか、そういう部分を説明いただきたいと言ってるんですけど。何か説明できますか。

特別収納課長。

特別収納課長（鬼木敏光） まだ要項あたりはまだ作っておりません。実際は根本は現在音信不通の方に連絡する方法という手段で考えておりますので、最終的にはそういうふうなこと抜ければさっき総務部長が言いましたように競売まで持っていかなければいけないのかなとは考えております。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 再度お尋ねしますけども、今、門田委員が言われたように本当に税をちゃんと払っている人と逃げ得みたいな人がいるということで特別収納課の方のご苦勞も分かります。ただそれをする場合、催促する時に、何度も催促する時に、今度催促に応じない時にはタイヤロックをしますとか、そういったこと警告ですかね、そういったことやっぱり必要だと思うんですよね。何も言わないで抜き打ちにやるというのは行政としていけないと思うんですよ。そういった市民への広報とかそういったことはきちんと市政だよりとかなんかで知らせないといけないんじゃないかと思うんですよ。抜き打ちで市が差し押さえてタイヤ止めするというのは反発の方が大きいような気がするんですが、そこら辺はどんなでしょうか。

（総務部長「委員長」と呼ぶ）

委員長（武藤哲志委員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 税の公平性ということを非常に市としては思っております。その中には税金はみんな公平にかけられております。それを払う努力は100%していただくというのは本来です。しかし倒産とかいろんな状況の中で払いたくても払えないという状況があります。これについては十分にお話し合いをして、じゃあ延納にしましょうとか、いろんな相談事があります。納められない場合は納められないという義務が果たせないわけですから、当然納税者の方からこういうことでどうしても払えないからという相談があるのは本来納税者からすべきことだろうと思っております。それもないということで、どうしたんですかということで私たち通知をいろいろ出したり、相談に来ていただきたいということにして、相談に来た方については丁寧なこういう方法ありますよということを十分説明いたします。しかし、督促を出しても何も反応がない、訪問をしても通知もない。訪問をした場合は必ず訪問しましたからということで市の方においでください、我々わざわざ訪問してますから今度はあなたの番ですよと十分説明します。そして、それでも応答がない場合はどうするかというと、やはり税の公平性からすると、強制的に執行する必要がある。もうひとつは何回も約束をしてその通り履行できないという場合もございます。で、財産があるのに誠意がないという場合に対してこういうふうな強制的な手続きの一部をやっていこうというものです。これもいきなり財産を競売することではなくて、相談においでになりませんか、なかなかおいでにならないから一部こういうふうに財産の使用の差し止めをしますよと。まだまだ話し合いをしようという意志を持って我々こういうロックをすることですから、してくださいということです。ですからほんの一部の方です。で、それをみなさんに広報でこういうことしますよというような恐ろしいことではなくてです

ね、やはり我々のその判断は今までずっとありますからそれをもう少し強化していこうと、これ議会の方でももう不納欠損にこれだけしているのかというみなさんから質問があつてますから、そういうことにならないように最大限の努力をしようということで徴税の方も考えて、もう一步前に進めた徴収方法をやっていこうということでございますので、皆さんが心配されているような不意打ち的にやるんじゃなくて十分話し合いをしながらやっていこうということでございますので、それへの心配はいらないんじゃないかと考えてます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） よくご苦労はわかります。ただ、公共料金、電気、ガス、水道とかありますよね、それ、何度も何度も督促がきて、最終通告という中で電気、ガスとか切ることあるんですよね、業者が強制的に。それはやむを得ないことで切ってますよね、ですぐ電話して開けてもらうとかみなさんやっているんですけども、やっぱり最終通告ということを書いていいのかわかりませんが、それをやらない限りは抜き打ちだと担当課の方にも相当、たくさんはないと思いますけど苦情が来ると思うんですよ。ですからやっぱりきちんとした最終通告をやって市としては毅然とした態度をとってもいいと思うんですけど。それをするまでの手続きをしっかりとっていただきたいなと思います。

委員長（武藤哲志委員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今、そんなふうにするっていうふうには私言つたつもりですけど、十分話し合っても話しに感じない、或いは話してもなかなか約束したことを履行されない。そういう場合は差し押さえ予告通知もきちっとやります。予告通知も出てきてほしいという意味を込めてやるんですね、それでも感じないという場合は差し押さえということですから、十分口頭でも訪問でも文書でも十分やって、それでも本人が感じないという方についてのみこういうふうには執行していくということでございます。

委員長（武藤哲志委員） 後藤委員。

委員（後藤邦晴委員） 片井委員のおっしゃっとうのも分かるんですけど、先ほどから課長がおっしゃっとうように話し合いの場がないと、その場がないから来ていただくためにそういうことをするんですから、何度も何度も家に訪問する、電話連絡する、すべてをやっていると思うんですよ。そしてそれでも全く話し合う余地も、場所もないから話し合いのためにそういうロックをして役所に出てきてくださいと、そこから罰則とかいるんなことを話し合っていくんじゃないかと思うんですよ。だから私はそれで大賛成だと思います。逆に門田委員がおっしゃっとうのように件数が何件あるかちょっと私も分からないんですけど、数が多ければ数量は少ないんじゃないかなというような格好で逆にそんな考えを持っていいんじゃないかなと、公平の立場に持っていくためには。話し合いの場を設けるためにどうしようもないからそういうことの処置の考え方をしておるんですから、その前の手続きは十分やっているんじゃないかなと私はそう思います。

委員長（武藤哲志委員） ただね、いずれ決算審査がありますが、現在のところ市民税、市税の関係では3億9,279万2,983円、そういう状況の中で時効で1,967件、4,225万円近くは不納欠損で落としてると、こういう固定資産税も含めて落としてる部分もありますが、執行について今後どうするかという問題ですよ。一面では公平さといいながら、時効の場合に固定資産税や都市計画税や軽自動車税も落としているというのは監査意見書で出ると。だから時効で固定資産税、都市計画税や軽自動車税を落とすというのも、軽自動車は動かない場合があるでしょうけど、そこでも矛盾する問題があるから具体的な執行方法というかね。ここでね、市のやっていることについてを批判しているわけじゃないんですよ、内容的にはあなた達の徴収努力をすることについて、議会としても初めてのことでですから、よく理解はできます。もう少し税の公平さを考えるためには意見としては3台で足りるのか、くずされた時はどうするのかと、こういう意見を論議している訳ですけど、ちょっとここで、暫時休憩をさせていただいて、そして進みたいと思いますがいいでしょうか。ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時58分

~~~~~

再開 午前11時10分

委員長（武藤哲志委員） 総務文教常任委員会を再開します。

初めてのことで2款3項の特別収納事務費で消耗品としてタイヤロック3台分の補正を審議いただいております。内容的なものについては収納率の向上を特別収納課がやりたいということで提案されてきております。審議の内容で大まかなところは分かりました。再度委員の方から消耗品購入費についての質疑がありましたら。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） どのようにして滞納者に払わせるようにするかということは市としても一番難しいところだと思います。その方法論になるんですけど、果たしてこれで収納率が上がるかということになったら、効果ですよ、そこも考えないといけないと思うんですが、まず、やると決めた場合に、その前に太宰府市の現状がどれだけ悪質な滞納者がいるのかどうかということをしきりと掴んで市政だよりとか何かで、これから悪質な滞納者においては市は断固とした姿勢で徴収をしますということをしきりと知らせる必要があると思うんですよ。そうじゃないと皆さんやっぱりなんとなると思うんですよ。そこら辺の市の姿勢ですよ。悪質なものに対しては断固としていくと。そこら辺をしないままやるよりもきちんと手続きを踏んでやっていただきたいなと思っています。

委員長（武藤哲志委員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） このタイヤロックが3台で足りるのかというお話がありますように、台数が多ければいいという話ではございませんで、今、片井委員さんが言われるように市としては税の公平性のために断固として払えるのに払わない人についてはきちんと対応しますよということをしらせる事がまた全体的に皆さんに納税していただく行為につながるのではないかと

と思います。まあアナウンス効果というんですかね。この他にもいろいろ方法考えておりますので、それを含めて市としては税金の徴収については納める人と納めない人の不公平がないような態度を取っているんだということでPRをするために広報等にも今後は掲載していきたいとそういうふうに考えております。

委員長（武藤哲志委員） 他に委員から。

橋本委員。

委員（橋本健委員） なかなか話が尽きませんが、最後に年間だいたいやむにやまれぬ事情で払えない方、それから悪質な方、だいたいどれくらいあるのか件数分かりましたら教えてください。

委員長（武藤哲志委員） まず、監査意見書に具体的に出ているんですが、滞納額は年々増加しております。滞納についてですが、特別収納課、納税課も大変だと思います。あらゆる特別会計まで含めてですが、現在のところ先ほど言いましたように市税も含めてですが、一般会計で3億9,279万2,983円、特別会計で同じように3億超えてるといふか、だいぶ国民健康保険税の収納率は上がっておりますが、それから水道の場合は滞納の場合はただちにメーターを取り外して給水を止めるという措置をとっていますし、それ以外に法的拘束力はないといふか住宅新築資金については1億近くの滞納になってきているようですが、そういう滞納件数は今回の場合は倒産によるとか、執行停止という部分が出てますが、おおまかに4億近くの一般会計での滞納総数というのは分かりますか。まず2つの課がありますので、特別収納課においては基準はだいたいどのくらいで徴収をやる、一般の単年度の徴収については納税課が行うとか、簡単に報告ができれば。

納税課長。

納税課長（児島春海） 滞納の各税目別でしか分かりませんが、若干話させていただきます。市民税につきましては11年まで含めまして件数ですので重複の分かなりありますけど、4,700名、軽自動車2,000台、法人164件、固定資産税2,071、介護保険411、総数で言いますと、1万7,234件、総額8億1千万円が滞納金額でございます。そのうち割合で申しますと、納税課がそのうち30%強、特別収納課がそのうちの70%前後そういう割合になっておるかと思っております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 今、納税課長から市民税が4,700件、軽自動車2,000台、法人の滞納が164件、固定資産税2,071、介護保険料411、総数で1万7,234、滞納総額約8億1千万円、大変納税課と特別収納課が努力をされると、この部分で特別収納を少しでも向上させたいとこういう状況です。

他に委員から。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは進みます。

それでは22、23ページをお開きいただきたいと思います。

8款5項、これについてですが、財政課長から説明を受けます。

財政課長。

財政課長（井上義昭） 8款5項1目住宅管理費でございますが、これは般若寺市営住宅の退出に伴います室内の補修工事でございます。1室分でございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 現在、旧で言いますと桜町の一番上に市営住宅がありますが、退出分の1室90万円ということですか。

委員から質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは進みます。

9款1項、この部分については議会そして、議員協議会、全協等でしてきました。所管分ですが、防災訓練の時も使われていました。所管分としては備蓄倉庫、この部分でどういう工事を行うか説明を受けておきたいと思います。

消防・防災担当課長。

消防・防災担当課長（武藤三郎） 9款1項5目災害対策費、工事請負費、防災備蓄倉庫改修工事400万円、これにつきましては看護学校跡地の研修棟、正門入りましたら左側の棟になりますが、その研修棟を水防の土のう倉庫、それからそういった水防関係の関係機材等の収納庫として利用するために一部改修工事を行うために今回400万円ほど計上させていただいております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 再度、総務課消防・防災担当課長、私どもも施設を全員で視察をさせていただきましたが、当初大変な金額がかかるんじゃないかという意見も出されておりましたが、簡単な工事内容を説明いただきたいと思います。

消防・防災担当課長。

消防・防災担当課長（武藤三郎） 工事の内容につきましては一番大きいのが防水工事をします。雨漏りがしてる関係で。一部電気工事、それから倉庫の出入口の工事、それから一部使えないところは塞ぎますので、開いた部分を塞ぐ工事、そういったものが主でございますが、全体的にそういったことをしますと約400万円ほどかかるということでございます。一番大きいのが防水工事でございます。

委員長（武藤哲志委員） あれだけ落書きをされたりいろいろしているんですが、見た感じあんまりよくないんですがね。そういう部分についてはもう上から鉄板か何かを貼って窓を塞ぐとか、そういう部分はあるんですか、あの訓練の時もあの落書きは大きく出てましたが、その辺窓あたりはどういうふうに。

消防・防災担当課長。

消防・防災担当課長（武藤三郎） 現在あります窓についても一部塞ぎます。あかり取りは残しますが、今のあるガラス張りにつきましても全部塞ぐ予定にしております。そして外壁の塗装も若干考えております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） これについては見積を取ってこういう安い金額で追加というのはないでしょうね。当初は相当かかるんじゃないかと議会も懸念しておりましたが。

消防・防災担当課長。

消防・防災担当課長（武藤三郎） 一応見積を取ってですね、中の造作はほとんどありませんので、今現在あるいろんな教育材料とか一杯中に散乱しておりますので、そういったものの処分をして、そして中のいろんなものは使用しませんので、そういった関係でこの金額で改修工事ができるものです。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） いま、総務課消防・防災担当課長から看護学校跡地の防災備蓄倉庫の改修について説明を受けました。

委員から質疑はありませんか。

小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 3月議会の時にこの防災備蓄倉庫に利用するというので、その中に災害時の備品ですかね、毛布だの水だのそういうものも考えてあるというお答えがあったようですが、今は土のうだけをここに収めるんでしょうか、それとも何かそういう防災危機の時に何か必要な物を確保できるのか、その辺を教えてください。

委員長（武藤哲志委員） 消防・防災担当課長。

消防・防災担当課長（武藤三郎） 基本的には土のうを備蓄する予定です、それとあとブルーシート、そういった関係の機材、それからスコップとかそういったものをあそこにおく予定にしております。

委員長（武藤哲志委員） 今、小柳委員が言いましたそういう食糧の備蓄というのは考えているのかというのはどうですか。

消防・防災担当課長。

消防・防災担当課長（武藤三郎） 今のところ、水、そういった災害時の食糧の備蓄については今のところそこでは考えておりません。

委員長（武藤哲志委員） それはあるのかということですよ。その食糧とか水とかカンパンとかね、そういう緊急事態の食糧は備蓄はするのかということですよ。どこかそこじゃなくてどこかにあるのかということですよ。

消防・防災担当課長。

消防・防災担当課長（武藤三郎） それはございます。

委員長（武藤哲志委員） それはどこにというのを小柳委員が聞いているんですが。ある一定の

水とか食糧とかカンパンとか医薬品とかどこに保管されているのか。

消防・防災担当課長。

消防・防災担当課長（武藤三郎） 現在なくなっているそうなので日赤の方からいただいている  
ということでございます。

委員長（武藤哲志委員） 小柳委員。

委員（小柳道枝委員） これ最初の購入時に防災に使うということで私は雨漏りもひどいので  
300万円くらいの予算だということを知っていました。これ間違いないと思うんですが、で  
その中で防水工事は必要なんですが、災害を考えた時に市本来のこういう飲食物、そして何か  
緊急事態に備えた物を置く場所が必要だと思うんですよ、そのためにそこも活用できるような  
ことにはできないんですか、もしここが出来ないようであれば、各小学校区とか、余裕教室、  
その辺に市民の安全で安心なまちづくりを目指すのであれば、これからない方がいいんですけども、  
最悪の状態の時のための基本的な防災の考えを市民のために考えてほしいと思いますので  
その辺を再度お考えがあるのかどうか、関連がありますのでお聞かせください。

委員長（武藤哲志委員） まず食糧は日赤にお願いしているということですが、そういう防災備  
蓄だけでいいのかということでの質疑がっておりますが。

消防・防災担当課長。

消防・防災担当課長（武藤三郎） 今、小柳委員さんが言われた件につきましては、そういった  
食糧関係の備蓄につきましてはきちとした管理も必要になってきます。今後そういったのも  
必要となってくるので一応課題として考えておきます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 他には。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは進みます。

10款 1 項に進みます。

2 目の部分について、各自全部説明を受けていきたいと思います。

同じく小学校費、中学校費ここまで学校教育課の担当になっておりますので一括して説明を  
受けて質疑に入りたいと思います。

それでは10款 1 項 2 目 7 節、同じく 2 項 1 目 12 節、10款 3 項 1 目 12 節までを学校教育課長か  
ら補足説明を受けます。

学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） はじめに事務局費 7 節、賃金の補正につきまして補足説明をさせ  
ていただきます。はじめに事務補助員の補正につきましては学校教育課事務局職員の産前産後  
の休暇並びに育児休暇取得に伴います臨時職員雇用のための補正予算でございます。次の特殊  
学級介助員の追加補正につきましては当初予算では 5 人分の予算を計上させていただいており  
ましたが、特殊学級への入級者の障害の程度が例えば情緒障害と多動、知的障害とパニックを

突然起こす等の児童等が増えた関係からその介助を必要とする児童等が増えた関係から介助員を1名増員し、現在6名の介助員を小学校に配置し学級運営を行っている状況がございます。このことから既決予算に不足が生じますので追加をさせていただくものでございます。

続きまして小学校管理運営費の役務費の減額補正でございますけど、平成16年度から福岡、岩手、宮城、和歌山県の4県が実施しております統一学力テストについて本年度から全額県が負担し調査を実施することになりましたことから全額減額をさせていただくものでございます。次の中学校費につきましても、小学校費と同様の理由から減額をするものでございます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） それでは、ただいま産休のために事務補助1名追加、それから特殊学級介助員賃金については障害児の増のため、学力テストは県が実施したということでの説明がありました。これに対する委員からの質疑はありませんか。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 特殊学級の子どものさっき多動の件おっしゃったんですけど、学校によっては多動の子は特殊学級に入っていない学校もあるように私は聞いてたんですが、多動とかパニック障害の子も今、全学校特殊学級の方にに入れられてらっしゃるのでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 就学判定委員会というのを12月にやっているんですが、その時に子どもさんの状況等をですね、例えば幼稚園から状況を聞くとか保育所から聞いて、それで4月から新1年で受け入れしてて、中には今、議員が言われたようなお子さんもいらっしゃるよに聞いてます。一応そういう方があればまた途中で特殊学級に入級させるというようなことは行なっております。

委員長（武藤哲志委員） 他には。

それでは、24ページの10款5項の社会教育費です。

市民図書館長。

中央公民館長兼市民図書館長（吉鹿豊重） 10款5項4目の備品購入費ということで、これは図書購入費で32万円計上させていただいております。その内訳といたしましては、北谷に会社を構えていらっしゃる日の出水道様ですかね、平成6年度200万円贈呈されまして、以後毎年30万円をいただいております。今年も13回目になりますけど30万円いただいております。合計いたしますと560万円、大変ありがたく思っております。その30万円と残りの2万円につきましては図書館の入口に設けております図書の返却ポストその中に現金2万円入りの封筒を発見いたしましたので拾得物として筑紫野警察署に届けております。しかし所有者が現れておりませんので、拾得者である図書館長の方に交付になっております。その2万円と合わせて32万円を図書購入費の方に充てさせていただきたいと思っております。それから19節の負担金、補助及び交付金ですけども、これにつきましては雑入の中で収入として入ってきております。これ

は国の国務省が管轄している団体ですけど地域社会振興財団というのがございます。これは主に自治宝くじ交付金の収入を金額として充てております。地域振興関連事業を展開しており、その中の交付事業として長寿社会づくりソフト事業というものがございます。これは福岡県を通して交付申請をしておりました。これの200万円の交付が決定、内示を受けておりますので今回交付金を上げさせていただいております。この交付金の用途はいろいろなパターンありますけど今回は地域読書環境作り推進事業を行うというような形で申請をいたしておりますので今回図書館の方で申請をさせていただいております。内容といたしましては高齢者の地域住民がふれあう地域社会づくり、そういう目的のために使っていきたいと思っております。ボランティアの養成とか、各種講座とか講演会とかそういうもの開く予定にいたしておりますので今回交付金の決定とともにここに計上させていただいております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 今、説明がありました。18節、19節について委員から質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは進みます。同じく7節。

文化財課長。

文化財課長（齊藤廣之） 7目の文化財調査費の原因者負担分文化財調査事業関連費といたしまして、2,031万2千円を計上させていただいております。補正の事業調査箇所といたしまして3箇所分を上げさせていただいております。1箇所は西鉄操作場跡、同じく操作場跡の県道分になりますが、観世音寺・二日市線分と3箇所目に五条1丁目の大田醤油屋跡、この3箇所分でございます。原因者は西鉄操作上跡が西日本鉄道、県道観世音寺・二日市線が中土木事務所、五条1丁目の大田醤油屋跡がJR九州でございます。いずれも発掘調査の進捗を図るために原因者からの負担をいただき、調査を進めるものでございます。節の内訳でございますが、7の賃金の発掘調査整理員の1,690万3千円につきましては調査整理員ののべ2,657人分を計上させていただいております。次に11節需用費86万4千円の内訳ですが、消耗品に34万9千円、印刷製本費に6万円、フィルムの現像代でございます。修繕料といたしまして46万5千円、各調査用具の修繕費として計上させていただいております。次に12節役務費の6万9千円は現場トイレの汲み取り手数料として上げております。それから13節委託料の495万円ですが、画像処理委託料に25万円、文化財調査整理委託料に470万円ですが、これは遺物洗浄作業、及び遺物実測図作成業務の費用として上げさせていただいております。最後の14節使用料及び賃借料の機械器具等賃借料につきましては247万円減額させていただきまして、7節の賃金に組み替えさせていただいている分でございます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 今、西鉄操作場跡については西鉄に、それから観世音寺・二日市線については中土木事務所に、五条についてはJR九州の負担という形で文化財課長から使用料及

び賃借料については7節と組み替えということでの説明がありました。

委員から質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

10款6項1目について社会教育課長から説明を受けます。

社会教育課長。

社会教育課長(松田満男) 保健体育総務費でございます。まずその中の報酬減額の28万円これについては学校管理管理委託料の太宰府中学校の管理費の予算の組み替えでございます。そのあとの13節の委託料への予算の組み替えの28万円でございます。理由といたしましては現在太宰府中学校の開放管理につきましては個人に依頼しております。これが太宰府中学校につきましては現在よか倶楽部のクラブハウスがあり実際そこで活動していただいているんですが、本年4月1日からNPO法人格を取得されまして個人との契約ではなくNPO法人よか倶楽部に10月1日から委託契約をするということでその分の委託料としての28万円の組み換えでございます。次に15節の工事請負費の200万円でございますが、これについては今回の看護学校跡地の社会福祉施設の進入道路の工事の200万円でございます。入口から福祉施設まで70mあるんですけど、幅員が4mの70m、それと福祉施設の前の駐車場等排水も含めた200万円の工事です。工事につきましては簡易舗装でございます。現在は砂利舗装で凹凸がありまして道路の簡易舗装はやるべきではないかということで予算計上させていただいております。

以上です。

委員長(武藤哲志委員) いま、社会教育課長から太宰府中学校の学校施設管理を個人からNPOのサークルに委託をしたとそのために組み替えたと。庶務関係で福祉施設の進入道路4mかけるの70mということですが、福祉施設の関係となってくると社会教育が管理する土地の関係があるからですかね、本来は福祉施設なら福祉予算の関係になるんですが、購入する時のグラウンド、これを社会教育施設とした関係でこちらに計上したということですか。

社会教育課長。

社会教育課長(松田満男) はい、その通りでございます。

委員長(武藤哲志委員) いま、説明の段階で福祉施設という報告があっておりましたが、社会教育課長からの説明では管理する用地が社会教育施設のためだということで道路の工事費を200万円計上したということです。

委員から何か質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは再度、歳出全般について何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは歳入の審査に入りたいと思います。

まず10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

2款1項1目財政課長に説明を求めます。

財政課長。

財政課長（井上義昭） 2款1項1目の所得譲与税でございます。今回児童手当の拡充に伴いまして、その相当額になります補助金の減額相当分を所得譲与税として交付されるものでございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 児童手当が所得譲与税に組み替えられたということで1億4,092万9千円が計上されております。

これに対する委員からの質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは最終特例交付金の確定だと思いますが、同じく6,994万円についても財政課長から説明を受けます。

財政課長。

財政課長（井上義昭） 9款1項1目地方特例交付金でございますが、2億1,357万3千円これ確定額でございます。今回の補正で確定額に達しております。補正の理由といたしましてはこれも児童手当の拡充に伴います財源措置分が約1,900万円ほど入っております。それに恒久減税に伴います当初予算に計上していた額に対して5,000万円ほど増額になっております。合わせまして6,994万円の増額ということでございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 今、財政課長から地方特例交付金として最終決定で5,000万円増額で決定されたということで報告がありました。

これに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、12款2項については先ほど西鉄、JRの負担分として歳出で審査しておりますので省略します。

それでは14、15ページにつきましても、同じく17款1項についてですが、先ほど市民図書館長から日の出水道からと返却ポストに2万円入っていたということで説明がっておりますので「これについて省略します。

それでは19款について繰越金として前年度繰越金が計上されておりますので、これについて財政課長から説明を求めます。

財政課長。

財政課長（井上義昭） 19款1項1目繰越金でございますが、これは今回の補正の財源調整を行ったために1,489万4千円追加をいたしております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 財源調整ということで報告がありました。

委員から質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、20款5項1目の総務費と教育費については先ほど歳入の関係ではいきいき情報センターの敷金をマミーズにかえた部分、そのまま行うということと、長寿部分については宝くじの交付事業として県を通じて申請を出した結果、200万円が交付されたということですので説明を省略いたします。

それでは、6ページをお開きいただきたいと思います。

先ほども消防団は論議をしておりましたが、第2表の債務負担行為の補正で筑紫野太宰府消防組合消防施設整備事業として平成19年度から23年度まで774万円を限度額での債務負担が計上されております。

これについて説明を求めます。

財政課長。

財政課長(井上義昭) この債務負担行為につきましては一部事務組合が地方債を起こしまして、それに伴います元利償還金に対する債務負担でございます。いわゆる一部事務組合の構成団体が債務を負担すると、最終的に債務負担することになる訳ですけども、そういう意味合いで補正をするものでございます。

以上でございます。

委員長(武藤哲志委員) 割合としては6:4ぐらいの割合ですか、筑紫野市と太宰府市ですかから人口規模から見て。

財政課長。

財政課長(井上義昭) 人口規模からいきますと大体6:4の割合くらいになります。

委員長(武藤哲志委員) 太宰府市は4ということですか。

委員から質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは再度、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

片井委員。

委員(片井智鶴枝委員) 看護学校の跡地に関する歳出が庶務関係費から200万円と消防の防災のあれから400万円出てるんですけど、看護学校の跡地の使用に関して今後総額どれくらい使うか、これから補正も出てくると思うんですけど、ある程度総額が今分かってましたら予想、試算額をお願いいたします。

委員長(武藤哲志委員) 地域振興部長。

地域振興部長(松田幸夫) 今回9月補正でこの看護学校跡地の全体の整備工事費トータルで約3,172万5千円になっています。2つは説明いたしましたけども、もう1つの社会福祉施設工事、これが補正予算書の17ページになります。それぞれ管理設計委託料、プラス改修工事費2,415万円合わせて先ほど言いました3,172万5千円です。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） それでは総括的な質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第93号の当委員会所管分に対するの討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第93号の当委員会所管分を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第93号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成 6 名、反対 0 名 午前11時48分

~~~~~

日程第 4 意見書第 5 号 地方自治確立に関する決議について早期実現を求める意見書

委員長（武藤哲志委員） 日程第 4、意見書第 5 号「地方自治確立に関する決議について早期実現を求める意見書についてを議題とします。

本意見書については本会議において提案の理由が小柳委員から出されておりました。賛成者については岡部、清水、不老議員です。

それでは本意見書について委員の皆さんからのご意見を伺います。

ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

まずお諮りしますが、再度この意見書についての 2 項目、国は国民が一定水準の行政サービスを全国どこでも等しく受けられるように財源をするとともに、地方交付税を根拠なく削減しないこと。

更なる地方分権改革の推進を図るために、地方交付税を含む関係法令の一括した見直しと、国と地方の役割分担の見直しや税源移譲を含めた税源見直しなどについて一体的に改革をすすめられること。

以上 2 項目ですが、文案についての修正も別にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは提出者、賛成者はこのままでということでもいいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、ここで協議を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第5号「地方自治確立に関する決議について早期実現を求める意見書」を原案のとおり可決すべきとすることに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手です。したがって、意見書第5号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時51分

~~~~~

以上で当委員会に審査付託されました案件の審査はすべて終了しました。

ここでお諮りします。

本日の委員会の審査内容と結果の報告につきましては委員長にご一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会の審査内容と結果の報告につきましては9月26日の本会議において報告いたします。

これをもちまして総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時52分

~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成18年11月24日

総務文教常任委員会 委員長 武藤 哲志